



山形県公報

平成20年4月1日(火)
第1930号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県児童虐待の防止等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則.....(児童家庭課)...532

### 訓 令

昭和39年4月県訓令第12号(物品の分類基準の指定)の一部を改正する訓令.....(出納局)...533

### 告 示

救急病院等でなくなった旨の告示.....(健康福祉企画課)...534

同.....(同)...535

救急病院等の告示.....(同)...同

同.....(同)...同

同.....(同)...同

同.....(同)...同

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程.....(児童家庭課)...536

予防接種の実施に関し協力する医師でなくなった旨の告示.....(保健薬務課)...同

予防接種の実施に関し協力して予防接種を行う医師及び予防接種を行う主たる場所...(同)...537

予防接種の実施に関し協力して予防接種を行う医師についての変更.....(同)...540

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程.....(経営安定対策課)...542

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程.....(同)...同

国土調査の成果の認証.....(農村計画課)...同

土地改良区の役員の退任の届出.....(村山総合支庁農村計画課)...543

土地改良区の役員の就任の届出.....(同)...同

平成19年3月県告示第304号(山形県港湾施設の概要)の一部改正.....(交通政策課)...同

都市計画区域の変更.....(都市計画課)...544

都市計画の変更.....(同)...同

昭和58年4月県告示第544号(山形県不動産鑑定業者登録簿閲覧所の場所)の

一部改正.....(同)...545

道路の区域の変更.....(村山総合支庁建設総務課)...同

同.....(同)...同

同.....(同)...同

同.....(同)...546

同.....(同)...同

同.....(同)...547

同.....(同)...同

県道の供用の開始.....(同)...同

同.....(同)...同

指定港湾施設の利用時間等及び休業日等.....(庄内総合支庁港湾事務所)...548

第2酒田プレジャーボートスポットの利用時間及び休業日.....(同)...同

第2酒田プレジャーボートスポットの利用料金.....(同)...同

山形県私立中学校設置基準の一部を改正する規程.....(教育庁)...549

人事委員会関係

訓令

公印規程の一部を改正する訓令..... 同  
 事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令.....550

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請..... (庄内総合支庁地域支援課) ... 同  
 県営住宅入居者の一般公募..... (置賜総合支庁建築課) ...551  
 同..... (庄内総合支庁建築課) ...554

正 誤

規 則

山形県児童虐待の防止等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第57号

山形県児童虐待の防止等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県児童虐待の防止等に関する法律の施行に関する規則(平成13年4月県規則第65号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「聴取」を「聴取等」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第1号を第3号とし、同号の次に次の3号を加える。

- (4) 法第9条の2第1項の規定による再出頭要求等に関する事。
- (5) 法第9条の3第1項の規定による臨検、搜索等に関する事。
- (6) 法第11条第3項の規定による指導の勧告に関する事。

第2条に第1号及び第2号として次の2号を加える。

- (1) 法第8条の2第1項の規定による出頭要求等に関する事。
- (2) 法第8条の2第3項の規定による出頭要求に応じない場合の措置に関する事。

第3条中「第9条第1項」を「第8条の2第1項、第9条第1項、第9条の2第1項及び第9条の6」に改める。

別記様式(表面)中「第9条第1項」を「第8条の2第1項、第9条第1項、第9条の2第1項及び第9条の6」に改め、同様式(裏面)を次のように改める。

(裏面)

児童虐待の防止等に関する法律(抜粋)

(出頭要求等)

第8条の2 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2及び3 - 略 -

(立入調査等)

第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 - 略 -

(再出頭要求等)

第9条の2 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は前条第1項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 - 略 -

(身分の証明)

第9条の6 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検若しくは捜索又は同条第2項の規定による調査若しくは質問(以下「臨検等」という。)をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

別記様式中 「縦 8センチメートル  
横 10センチメートル」 を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)の一部を次のように改正する。

別表児童相談所長の項委任事項の欄第2項第1号口中「意見聴取」を「意見の聴取等」に改め、同号中口をトとし、イをハとし、ハの次に次のように加える。

ニ 法第9条の2第1項の規定による再出頭要求等に関する事

ホ 法第9条の3第1項の規定による臨検、捜索等に関する事

ヘ 法第11条第3項の規定による指導の勧告に関する事

別表児童相談所長の項委任事項の欄第2項第1号にイ及び口として次のように加える。

イ 法第8条の2第1項の規定による出頭要求等に関する事

ロ 法第8条の2第3項の規定による出頭要求に応じない場合の措置に関する事

## 訓 令

山形県訓令第15号

庁 中 一 般  
各 公 所

昭和39年4月県訓令第12号(物品の分類基準の指定)の一部を次のように改正する。

平成20年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

令達先を次のように改める。

庁中

公所

物品分類基準の表中

|   |      |                                                         |    |
|---|------|---------------------------------------------------------|----|
| 「 | 調度品類 | 絵画、彫刻像、びょうぶ、置物、床掛軸、香炉、花びん等の工芸美術品類、タバコセット、鏡、じゅうたん、鏡台、校旗等 | を  |
|   |      | 」                                                       |    |
| 「 | 調度品類 | タバコセット、鏡、じゅうたん、鏡台、校旗等                                   | に、 |
|   | 美術品類 | 絵画、書、彫刻像、塑像、びょうぶ、置物、床掛軸、香炉、花びん等の工芸美術品類等                 |    |
|   |      |                                                         | 」  |

|   |  |                 |                                                                      |       |   |
|---|--|-----------------|----------------------------------------------------------------------|-------|---|
| 「 |  | 車両類             | 自動車、自動二輪車、自転車、リヤカー、荷車、馬車、機関車、トロツコ、炭車、配膳車、一輪車等                        | を     | 」 |
| 「 |  | 乗用自動車           | 箱型乗用車、4ドアセダン、ハッチバック、ステーションワゴン、ワンボックスワゴン、ジープタイプワゴン、ミニバン、バス（中型・普通・小型）等 | に、    | 」 |
|   |  | 貨物自動車           | トラック、バン、ワンボックスバン、ジープタイプバン、キャブオーバ等                                    |       |   |
|   |  | 特種用途車           | 小型警ら車、交通取締車、技能試験用車、応急作業車等                                            |       |   |
|   |  | 特殊自動車<br>その他の車両 | 除雪ドーザ、ロータリ除雪車等<br>トラクター、自動二輪車、自転車、リヤカー、荷車、馬車、機関車、トロツコ、炭車、配膳車、一輪車等    |       |   |
| 「 |  | 船舶類             | 船舶（公有財産の範囲に含まれないもの。）<br>はしけ舟、でんま舟、ポート、ヨット等                           | を     | 」 |
| 「 |  | 大型の船舶           | 総トン数5トン以上の動力機関を有する船舶（公有財産の範囲に含まれないもの。）                               | に、    | 」 |
|   |  | その他の船舶類         | 総トン数5トン未満の動力機関を有する船舶（公有財産の範囲に含まれないもの。）<br>はしけ舟、でんま舟、ポート、ヨット等         |       |   |
| 「 |  | 大動物             | 牛、馬等                                                                 | を     | 」 |
| 「 |  | 大動物（種畜）         | 牛、馬等（種畜であるものに限る。）                                                    | に改める。 | 」 |
|   |  | 大動物（種畜以外）       | 牛、馬等（種畜であるものを除く。）                                                    |       |   |

## 告 示

山形県告示第310号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院でなくなった。

平成20年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

| 名 称      | 所 在 地             |
|----------|-------------------|
| 天童市立天童病院 | 天童市駅西五丁目2番1号      |
| 金山町立病院   | 最上郡金山町大字金山548番地の2 |

## 山形県告示第311号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院でなくなった。

平成20年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

| 名 称       | 所 在 地         |
|-----------|---------------|
| 山形県立日本海病院 | 酒田市あきほ町30番地   |
| 酒田市立酒田病院  | 同 千石町二丁目3番20号 |

## 山形県告示第312号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院である。

平成20年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

| 名 称    | 所 在 地        | 認 定 期 間                     |
|--------|--------------|-----------------------------|
| 天童市民病院 | 天童市駅西五丁目2番1号 | 平成20年4月1日から<br>平成23年3月31日まで |

## 山形県告示第313号

次の診療所は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急診療所である。

平成20年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

| 名 称     | 所 在 地             | 認 定 期 間                     |
|---------|-------------------|-----------------------------|
| 町立金山診療所 | 最上郡金山町大字金山548番地の2 | 平成20年4月1日から<br>平成23年3月31日まで |

## 山形県告示第314号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院である。

平成20年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

| 名 称                 | 所 在 地         | 認 定 期 間                     |
|---------------------|---------------|-----------------------------|
| 日本海総合病院             | 酒田市あきほ町30番地   | 平成20年4月1日から<br>平成23年3月31日まで |
| 日本海総合病院<br>酒田医療センター | 同 千石町二丁目3番20号 | 平成20年4月1日から<br>平成23年3月31日まで |

## 山形県告示第315号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院である。

平成20年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

| 名 称      | 所 在 地              | 認 定 期 間                      |
|----------|--------------------|------------------------------|
| 山形県立河北病院 | 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 | 平成20年4月11日から<br>平成23年4月10日まで |
| 朝日町立病院   | 西村山郡朝日町大字宮宿843番地   | 平成20年4月11日から<br>平成23年4月10日まで |
| 山形県立新庄病院 | 新庄市若葉町12番地55号      | 平成20年4月11日から<br>平成23年4月10日まで |
| 酒田市立八幡病院 | 酒田市小泉字前田37番地       | 平成20年4月11日から<br>平成23年4月10日まで |

## 山形県告示第316号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程(昭和53年10月県告示第1855号)の一部を次のように改正する。

第2条中「年0.85パーセント」を「年0.80パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成20年3月12日から適用する。
- 平成20年3月12日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

## 山形県告示第317号

次の医師は、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定による予防接種の実施に関し協力する医師でなくなった。

平成20年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

| 医 師 氏 名   | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所 |                   |
|-----------|-------------------------|-------------------|
|           | 医 療 機 関 名               | 所 在 地             |
| 長 澤 純 子   | 金 山 町 立 病 院             | 最上郡金山町大字金山548番地の2 |
| 大 樂 勝 之   | 寒 河 江 市 立 病 院           | 寒河江市大字寒河江字塩水80番地  |
| 佐 々 木 淳 也 | 同                       | 同                 |
| 佐 藤 大 祐   | 同                       | 同                 |
| 加 藤 幸 恵   | 朝 日 町 立 病 院             | 西村山郡朝日町大字宮宿843番地  |
| 門 脇 仁     | 門 脇 医 院                 | 最上郡最上町大字向町591番地の3 |

## 山形県告示第318号

予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定により予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条及び第6条の規定による予防接種を行う医師及び予防接種を行う主たる場所は、次のとおりである。

平成20年4月1日

山形県知事 齋藤 弘

| 医 師 氏 名   | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所 |                |
|-----------|-------------------------|----------------|
|           | 医 療 機 関 名               | 所 在 地          |
| 大 沼 郁 子   | 東 北 中 央 病 院             | 山形市和合町三丁目2番5号  |
| 赤 塚 直 子   | 同                       | 同              |
| 毛 利 涉     | 篠 田 総 合 病 院             | 同 桜町2番68号      |
| 長 尾 幸 男   | 同                       | 同              |
| 富 樫 厚 仁   | 至 誠 堂 総 合 病 院           | 同 桜町7番44号      |
| 長 谷 川 功   | レディースクリニック加賀山医院         | 同 南一番町5番26号    |
| 菅 原 一 彦   | 菅 原 内 科 胃 腸 科 医 院       | 天童市東長岡二丁目1番1号  |
| 篠 田 敏 男   | 天童温泉篠田総合病院              | 同 鎌田一丁目7番1号    |
| 大 田 政 廣   | 同                       | 同              |
| 上 所 邦 広   | 同                       | 同              |
| 塩 原 隆 造   | 同                       | 同              |
| 遠 藤 誠     | 同                       | 同              |
| 宮 津 清     | 同                       | 同              |
| 加 藤 博 久   | 同                       | 同              |
| 吉 岡 信 弥   | 吉 岡 病 院                 | 同 東本町三丁目5番21号  |
| 荒 若 繁 樹   | 同                       | 同              |
| 阿 部 修 一   | 同                       | 同              |
| 本 田 悌 一 郎 | 同                       | 同              |
| 木 下 修 身   | 医療法人社団斗南会秋野病院           | 同 大字久野本362番地の1 |
| 藤 山 忠 雅   | 藤 山 医 院                 | 同 大字荒谷91番地     |

|      |                           |   |                        |
|------|---------------------------|---|------------------------|
| 佐藤憲弘 | さとう医院                     | 同 | 駅西二丁目5番20号             |
| 塩野時雄 | 塩野医院                      | 同 | 乱川三丁目2番10号             |
| 塩野真弓 | 同                         | 同 | 同                      |
| 宮脇元彦 | 宮脇医院                      | 同 | 東本町三丁目4番13号            |
| 阿部義裕 | 瑞穂医院                      | 同 | 大字高揃941番地2号            |
| 中橋章  | 中橋医院                      | 同 | 老野森三丁目16番14号           |
| 武田一彦 | 武田耳鼻咽喉科                   | 同 | 老野森三丁目15番18号           |
| 十束史朗 | 医療法人社団斗南会介護老人保健施設ラ・フォーレ天童 | 同 | 大字道満193-1              |
| 大野茂  | 大野胃腸科内科医院                 | 同 | 大字道満久野本1056番地3         |
| 芳賀幹雄 | 芳賀心療内科・神経科クリニック           | 同 | 田鶴町四丁目2番53号            |
| 高橋繁夫 | 高橋整形外科クリニック               | 同 | 久野本三丁目19番26号           |
| 矢吹清隆 | 医療法人社団清永会天童温泉矢吹クリニック      | 同 | 楸ノ町土地区画整理事業第18番街区1号、2号 |
| 三條篤史 | 三條外科胃腸科医院                 | 同 | 五日町一丁目3番7号             |
| 後藤心一 | 干布後藤医院                    | 同 | 大字干布字片羽403番地2          |
| 齋藤博文 | 天童市立天童病院                  | 同 | 駅西五丁目2番1号              |
| 布施明  | 寒河江市立病院                   | 同 | 寒河江市大字寒河江字塩水80番地       |
| 千葉純哉 | 同                         | 同 | 同                      |
| 大沼寛  | 同                         | 同 | 同                      |
| 奥山英伸 | 同                         | 同 | 同                      |
| 和田学  | 同                         | 同 | 同                      |
| 洪間久  | 山形県立新庄病院                  | 同 | 新庄市若葉町12番55号           |
| 結城孝一 | 同                         | 同 | 同                      |
| 本間直之 | 同                         | 同 | 同                      |
| 佐藤一賢 | 同                         | 同 | 同                      |



|   |   |   |     |   |   |
|---|---|---|-----|---|---|
| 深 | 瀬 | 滋 | 太   | 同 | 同 |
| 遠 | 藤 | 昭 | 博   | 同 | 同 |
| 東 | 海 | 林 | 佳兼  | 同 | 同 |
| 奥 | 山 |   | 学   | 同 | 同 |
| 柴 | 田 | 健 | 一   | 同 | 同 |
| 服 | 部 | 弘 | 之   | 同 | 同 |
| 野 | 呂 | 篤 | 司   | 同 | 同 |
| 菅 | 原 | 長 | 弘   | 同 | 同 |
| 山 | 口 | 慶 | 展   | 同 | 同 |
| 加 | 藤 | 直 | 樹   | 同 | 同 |
| 國 | 廣 | 華 | 奈   | 同 | 同 |
| 林 |   | 昌 | 浩   | 同 | 同 |
| 畑 | 地 | 康 | 助   | 同 | 同 |
| 大 | 貫 |   | 毅   | 同 | 同 |
| 菅 | 原 | 正 | 容   | 同 | 同 |
| 長 | 瀬 | 輝 | 顯   | 同 | 同 |
| 千 | 田 | 邦 | 明   | 同 | 同 |
| 岡 | 田 | 厚 | 夫   | 同 | 同 |
| 佐 | 藤 | 裕 | 香   | 同 | 同 |
| 板 | 垣 | 孝 | 知   | 同 | 同 |
| 鈴 | 木 | 志 | 恒   | 同 | 同 |
| 天 | 笠 | 澄 | 夫   | 同 | 同 |
| 五 | 十 | 嵐 | あゆ子 | 同 | 同 |
| 横 | 尾 | 倫 | 子   | 同 | 同 |

|       |               |                  |
|-------|---------------|------------------|
| 佐藤正義  | 同             | 同                |
| 菊地貴洋  | 同             | 同                |
| 秋山健一  | 同             | 同                |
| 八鍬修一  | 同             | 同                |
| 石渡義和  | 新庄徳洲会病院       | 同 大字鳥越字駒場4623番地  |
| 魚嶋晴紀  | 同             | 同                |
| 木川英   | 同             | 同                |
| 直木陽子  | 同             | 同                |
| 諏訪秀明  | 同             | 同                |
| 野田一成  | 同             | 同                |
| 岸宏幸   | 新庄明和病院        | 新庄市大字福田806番地     |
| 丸橋成次郎 | 丸橋内科クリニック     | 新庄市栄町6番1号        |
| 原田将   | 町立最上病院        | 最上郡最上町大字向町64番地の3 |
| 佐々木隆志 | 同             | 同                |
| 長澤純子  | 同             | 同                |
| 仁木敬夫  | 鶴岡協立病院        | 鶴岡市文園町9番34号      |
| 鈴木浩   | 同             | 同                |
| 高橋信也  | 鶴岡協立病院附属クリニック | 鶴岡市文園町11番3号      |

山形県告示第319号

予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定により予防接種を行う医師について、次のとおり予防接種を行う主たる場所(氏名)の変更があった。

平成20年4月1日

山形県知事 齋藤 弘

| 医師氏名  | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所     |                         | 変更年月日     |
|-------|-----------------------------|-------------------------|-----------|
|       | 変 更 前                       | 変 更 後                   |           |
| 沼倉 堅一 | 山形市立病院済生館<br>山形市七日町一丁目3番26号 | 山形県立中央病院<br>山形市青柳1800番地 | 平成19.10.9 |

|        |                                      |                                                   |           |
|--------|--------------------------------------|---------------------------------------------------|-----------|
| 松本光生   | 山形県立中央病院<br>山形市青柳1800番地              | 松本内科クリニック<br>山形市双葉町二丁目1番22号                       | 同         |
| 櫻井俊彦   | 山形県立日本海病院<br>酒田市あきほ町30番地             | 酒田市立酒田病院<br>酒田市千石町二丁目3番20号                        | 同 10.15   |
| 近藤習子   | 新庄明和病院<br>新庄市大字福田806番地               | 同                                                 | 同         |
| 羽根田敏   | 羽根田医院<br>村山市楯岡新町二丁目7番17号             | 羽根田医院<br>村山市大字湯野沢1921番地                           | 同         |
| 羽根田やえ子 | 同                                    | 同                                                 | 同         |
| 原田幹生   | 酒田市立酒田病院<br>酒田市千石町二丁目3番20号           | 寒河江市立病院<br>寒河江市大字寒河江字塩水80番地                       | 同 11.1    |
| 田中賢    | 山形県立日本海病院<br>酒田市あきほ町30番地             | 同                                                 | 同         |
| 柄澤繁    | 山形県立新庄病院<br>新庄市若葉町12番55号             | 同                                                 | 同         |
| 井上純人   | 同                                    | 同                                                 | 同         |
| 高橋聡    | 山形県立日本海病院<br>酒田市あきほ町30番地             | 同                                                 | 同         |
| 杉山和彦   | 山形済生病院<br>山形市沖町79番1号                 | 杉山内科クリニック<br>山形市河原田75番地5(84-5)                    | 同 11.15   |
| 和田敏弘   | 山形県立新庄病院<br>新庄市若葉町12番55号             | 山形市立病院済生館<br>山形市七日町一丁目3番26号                       | 同         |
| 椎名有二   | 天童市立天童病院<br>天童市駅西五丁目2番1号             | 山形県立新庄病院<br>新庄市若葉町12番55号                          | 同 12.5    |
| 日下部功夫  | 日下部小児科医院<br>山形市南二番町3番7号              | 至誠堂総合病院<br>山形市桜町7番44号                             | 同 12.19   |
| 三宅公人   | 至誠堂とかみクリニック<br>山形市富神前48番5号           | 同                                                 | 同         |
| 篠田淳男   | 篠田総合病院<br>山形市桜町2番68号                 | 医療法人篠田好生会天童温泉篠田総合病院<br>天童市鎌田一丁目7番1号               | 平成20.1.22 |
| 細谷幸雄   | 医療法人社団悠愛会山辺診療所<br>東村山郡山辺町大字大塚823番地の1 | 同                                                 | 同         |
| 見澤達夫   | 寒河江市立病院<br>寒河江市大字寒河江字塩水80番地          | 同                                                 | 同         |
| 鈴木健二   | 天童市立天童病院<br>天童市駅西五丁目2番1号             | 医療法人社団丹心会吉岡病院<br>天童市東本町三丁目5番21号                   | 同         |
| 奥山英伸   | 寒河江市立病院<br>寒河江市大字寒河江字塩水80番地          | 同                                                 | 同         |
| 渡部由里   | 新庄明和病院<br>新庄市大字福田806番地               | 医療法人社団斗南会秋野病院<br>天童市大字久野本362番地の1                  | 同         |
| 谷田秀樹   | 医療法人社団清永会矢吹病院<br>山形市本町一丁目6番17号       | 医療法人社団清永会天童温泉矢吹クリニック<br>天童市鎌ノ町土地区画整理事業第18番街区1号、2号 | 同         |

|         |                           |                             |        |
|---------|---------------------------|-----------------------------|--------|
| 伊 東 稔   | 同                         | 同                           | 同      |
| 田 中 眞 司 | 同                         | 同                           | 同      |
| 山 中 祥 弘 | 山形県立新庄病院<br>新庄市若葉町12番55号  | 天童市立天童病院<br>天童市駅西五丁目2番1号    | 同      |
| 荻 野 大 助 | 鶴宮小児科医院<br>山形市東原町三丁目10番7号 | 山形市立病院済生館<br>山形市七日町一丁目3番26号 | 同 2.18 |

## 山形県告示第320号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程(昭和36年12月県告示第1001号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.40%」を「年0.45%」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成20年2月21日から適用する。
- 平成20年2月21日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 山形県告示第321号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程(昭和44年9月県告示第967号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.40パーセント」を「年0.45パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成20年2月21日から適用する。
- 平成20年2月21日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 山形県告示第322号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成20年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

- 調査を行った者の名称  
高畠町
- 調査を行った期間  
平成18年4月27日から平成20年1月29日まで
- 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
高畠町地籍図及び地籍簿
- 調査地域  
大字竹森及び大字時沢の各一部
- 認証年月日  
平成20年3月25日

山形県告示第323号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、村山北部土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成20年 4月 1日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所                 |
|----------|-----------|---------------------|
| 監 事      | 海 藤 千 代 吉 | 北村山郡大石田町大字駒籠372番地 1 |

山形県告示第324号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、村山北部土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成20年 4月 1日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所               |
|----------|---------|-------------------|
| 監 事      | 星 川 一 義 | 北村山郡大石田町大字鷹巣字上宿27 |

山形県告示第325号

平成19年 3月 告示第304号(山形県港湾施設の概要)の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、土木部交通政策課及び庄内総合支庁建設部港湾事務所において縦覧に供する。

平成20年 4月 1日

山形県知事 齋 藤 弘

1 酒田港(1)第1酒田プレジャーボートスポット及び第2酒田プレジャーボートスポット以外の港湾施設の項

の表臨港交通施設Dの項中 「12.5×3,868」 を 「6.0~12.5×3,240」 に、

|       |      |           |  |   |
|-------|------|-----------|--|---|
| 高砂ふ頭線 | - 26 | 6.0×249.8 |  | を |
|-------|------|-----------|--|---|

|         |      |           |  |       |
|---------|------|-----------|--|-------|
| 高砂ふ頭線   | - 26 | 6.0×249.8 |  | に改める。 |
| 酒田臨海1号線 | - 27 | 7.0×774   |  |       |
| 酒田臨海2号線 | - 28 | 7.0×80    |  |       |

3 鼠ヶ関港(1)鼠ヶ関マリーナ以外の港湾施設の項の表外郭施設Bの項中 「617」 を 「637」 に

改め、同表荷さばき地Fの項中 「1,165」 を 「4,347」 に改め、同表港湾環境整備施設Lの項を削る。

## 山形県告示第326号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、都市計画区域を次のとおり変更する。

なお、関係図書は、土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部西村山道路計画課において縦覧に供する。

平成20年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 都市計画区域の名称

大江都市計画区域

## 2 都市計画区域の変更に係る土地の区域

## (1) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

西村山郡大江町大字本郷字牛巻沢、字稲荷壇(己162、己164、己164-1、己165、己166、己167-1、己167-2、己168から己170まで、己171-1、己172-1、己172-2、己466、己518-2、己518-3、己578-1、己836-1から己836-3まで、己840の一部、己841の一部、己842-1、己842-2、己886-1、己887、己888、己889の一部、己890の一部、己891の一部及び己892に限る。)及び字下夕原(乙224-1から乙224-8まで、乙227-1から乙227-7まで、乙229-1、乙229-2、乙230-2、乙230-5、乙472-1から乙472-3まで、乙520-2、乙520-5、己225-1から己225-5まで、己226-1、己228、己230-1、己230-3、己230-4、己231、己232-1から己232-3まで、己233、己233-1、己233-2、己234-1、己234-2、己235-4、己236-1、己236-2、己237-1、己237-2、己240、己243-1、己243-2、己244-1、己245から己247まで、己250-1、己254-1、己254-2、己255、己256-1から己256-4まで、己263-2、己263-3、己264、己264-1、己264-3から己264-8まで、己267-2、己269-2、己272-2、己278-1、己278-2、己279-1、己282-1から己282-3まで、己284-1、己284-2、己284-5、己285-1から己285-3まで、己285-5、己289-1から己289-3まで、己291-1から己291-3まで、己437-4、己473-1から己473-4まで、己474、己475、己475-1、己475-2、己476、己477、己480、己481、己520-1、己520-3、己538-1から己538-3まで、己540、己589-2から己589-4まで、己593から己595まで、己597-1、己597-2、己597-4、己597-7から己597-9まで、己598-1から己598-6まで、己605、己605-1から己605-4まで、己617-1から己617-4まで、己618-1、己618-4、己630、己633-2、己635-1、己646-1、己646-2、己647、己801から己810まで、己811-1、己812、己813-1、己813-2、己814、己815-1、己815-2、己816から己820まで、己821-1、己821-2、己822-1、己822-2、己823-1、己823-2、己824から己835まで、己866から己884まで、丁386-1から丁386-3まで、丁388-2から丁388-4まで、丙328-1、丙328-20、丙355-3、丙358から丙360まで及び丙362に限る。)大字小見字向、字下、字原及び字大山(752-137、752-209、752-232、752-236、752-302、752-335、752-336、752-358、752-378、752-380、752-381、752-383、752-384、752-386、752-387、752-388及び752-389に限る。)

## (2) 都市計画区域から除外される土地の区域

なし

## 山形県告示第327号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成20年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 都市計画の種類及び名称

大江都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

## 2 都市計画を変更した土地の区域

昭和11年内務省告示第407号(都市計画区域の指定)、昭和35年建設省告示第2707号(都市計画区域の変更)、昭和43年建設省告示第2775号(都市計画区域の変更)及び平成20年4月県告示第326号(都市計画区域の変更)で決定した区域

## 3 縦覧の場所

土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部西村山道路計画課

山形県告示第328号

昭和58年 4月県告示第544号（山形県不動産鑑定業者登録簿閲覧所の場所）の一部を次のように改正する。

平成20年 4月 1日

山形県知事 齋 藤 弘

「山形県土木部都市計画課」を「山形県土木部管理課」に改める。

山形県告示第329号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成20年 4月 1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成20年 4月 1日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 十日町山形線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                              | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|--------------------------------|---|------|-----------------------|-------------|
| 上山市金瓶字湯坂山20番35から<br>同 20番25まで  |   | 旧    | 11.0メートル<br>と<br>9.6  | メートル<br>104 |
| 上山市金瓶字湯坂山20番 2 から<br>同 20番25まで |   | 新    | 27.5メートル<br>と<br>10.2 | 同 上         |

山形県告示第330号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成20年 4月 1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成20年 4月 1日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 山形羽入線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                      | 間                      | 旧新の別 | 敷地の幅員                  | 延 長           |
|----------------------------------------|------------------------|------|------------------------|---------------|
| 山形市江俣一丁目1290番から<br>同 大字中野目字砂田286番 1 まで |                        | 旧    | 16.9メートル<br>と<br>6.2   | メートル<br>7,997 |
| 同 上                                    | 225.0メートル<br>と<br>15.0 |      | メートル<br>8,512          |               |
| 同 上                                    |                        | 新    | 225.0メートル<br>と<br>15.0 | 同 上           |

山形県告示第331号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成20年 4月 1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成20年 4月 1日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 山形上山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区               | 間               | 旧新の別 | 敷地の幅員     | 延長    |
|-----------------|-----------------|------|-----------|-------|
| 上山市金瓶字高谷275番から  | 同 弁天二丁目1420番7まで | 旧    | 117.0メートル | 1,513 |
|                 |                 |      | 64.0      |       |
| 上山市金瓶字高谷山14番1から | 同 弁天二丁目1420番7まで | 旧    | 100.0メートル | 1,448 |
|                 |                 |      | 32.0      |       |
| 同               | 上               | 新    | 100.0メートル | 同上    |
|                 |                 |      | 32.0      |       |

## 山形県告示第332号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成20年4月1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成20年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形天童線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区             | 間             | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長  |
|---------------|---------------|------|----------|-----|
| 天童市本町一丁目25番から | 同 老野森三丁目30番まで | 旧    | 8.0メートル  | 420 |
|               |               |      | 7.0      |     |
| 同             | 上             | 新    | 25.0メートル | 同上  |
|               |               |      | 18.0     |     |

## 山形県告示第333号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成20年4月1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成20年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形山辺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区             | 間        | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長 |
|---------------|----------|------|----------|----|
| 山形市江南四丁目2番1から | 同 2番13まで | 旧    | 32.8メートル | 24 |
|               |          |      | 31.8     |    |
| 山形市西江俣67番3から  | 同 67番3まで | 旧    | 60.0メートル | 13 |
|               |          |      | 51.0     |    |
| 山形市江南四丁目2番1から | 同 2番13まで | 新    | 31.0メートル | 24 |
|               |          |      | 20.8     |    |
| 山形市西江俣67番3から  | 同 67番3まで | 新    | 51.0メートル | 13 |
|               |          |      | 10.0     |    |



山形県告示第334号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成20年4月1日から同月14日まで縦覧に供する。  
 平成20年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 天童寒河江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                   | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長           |
|---------------------------------------|------|-----------------------|---------------|
| 天童市大字清池字東側33番から<br>山形市大字中野目字砂田286番1まで | 旧    | 25.0メートル<br>と<br>7.0  | メートル<br>4,049 |
| 同 上                                   |      | 53.0メートル<br>と<br>16.0 | メートル<br>2,964 |
| 同 上                                   | 新    | 53.0メートル<br>と<br>16.0 | 同 上           |

山形県告示第335号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成20年4月1日から同月14日まで縦覧に供する。  
 平成20年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 天童寒河江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                    | 旧新の別 | 敷地の幅員                  | 延 長         |
|----------------------------------------|------|------------------------|-------------|
| 東村山郡中山町大字長崎字広瀬9521番1から<br>同 字新田町39番3まで | 旧    | 245.0メートル<br>と<br>17.0 | メートル<br>900 |
| 同 上                                    |      | 45.0メートル<br>と<br>17.0  | 同 上         |

山形県告示第336号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成20年4月1日から同月14日まで縦覧に供する。  
 平成20年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 十日町山形線
- 2 供用開始の区間 上山市金瓶字湯坂山20番2から  
同 20番25まで
- 3 供用開始の期日 平成20年4月1日

山形県告示第337号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成20年4月1日から同月14日まで縦覧に供する。  
 平成20年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 山形天童線

- 2 供用開始の区間 天童市本町一丁目25番から  
同 老野森三丁目30番まで
- 3 供用開始の期日 平成20年4月1日

## 山形県告示第338号

山形県港湾施設管理条例(昭和51年3月県条例第29号)第26条の2第2項の規定により、指定港湾施設の利用時間等及び休業日等を次のとおり承認した。

平成20年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 利用時間等

| 区 分         |                 | 利 用 時 間 等                                   |
|-------------|-----------------|---------------------------------------------|
| 酒田北港緑地展望台   | 3月1日から10月31日まで  | 午前10時から午後5時まで。ただし、夕日が見える日は、日の入りまで利用時間を延長する。 |
|             | 11月1日から12月30日まで | 午前9時から午後4時まで。ただし、夕日が見える日は、日の入りまで利用時間を延長する。  |
| 山形県酒田海洋センター |                 | 午前10時から午後5時まで                               |

## 2 休業日等

| 区 分         | 休 業 日 等           |
|-------------|-------------------|
| 酒田北港緑地展望台   | 12月31日から2月28日までの日 |
| 山形県酒田海洋センター | 12月31日及び翌年の1月1日   |

## 3 適用期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第339号

山形県港湾施設管理条例(昭和51年3月県条例第29号)第26条の2第2項の規定により、第2酒田プレジャースポットの利用時間及び休業日を次のとおり承認した。

平成20年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 利用時間等

午前8時30分から午後5時まで

## 2 休業日

- (1) 12月30日から翌年の1月5日までの日
- (2) 毎週火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)

## 3 適用期間

平成20年4月1日から平成24年3月31日まで

## 山形県告示第340号

山形県港湾施設管理条例(昭和51年3月県条例第29号)第26条の4第2項の規定により、第2酒田プレジャースポットの利用料金を次のとおり承認した。

平成20年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 利用料金

| 港湾施設名               | 使用区分           | 利用料金                     | 備考                                  |
|---------------------|----------------|--------------------------|-------------------------------------|
| 棧橋<br>物揚場<br>船舶保管施設 | 1 使用期間が1月未満の場合 | 船舶の長さ1メートル<br>1日につき 130円 | 船舶の長さ又は使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。 |
|                     | 2 使用期間が1月以上の場合 | 船舶の長さ1メートル<br>1月につき 632円 |                                     |

## 2 適用期間

平成20年4月1日から平成24年3月31日まで

## 山形県告示第341号

山形県私立中学校設置基準の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県私立中学校設置基準の一部を改正する規程

山形県私立中学校設置基準（昭和61年3月県告示第292号）の一部を次のように改正する。

第3条中「45人」を「40人」に改める。

第4条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「教頭」を「教頭（次条第1項の規定により教頭を置かない場合における副校長を含む。第5項において同じ。）」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 中学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭その他必要な職員を置くことができる。

第5条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

前条第1項の規定にかかわらず、副校長を置くときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、それぞれ置かないことができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 人事委員会関係

### 訓 令

## 山形県人事委員会訓令第1号

事 務 局

公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年4月1日

山形県人事委員会  
委員長 小 野 勝

公印規程の一部を改正する訓令

公印規程（昭和41年4月人事委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項の次に次の2項を加える。

4 第2項の規定にかかわらず、事務局文書取扱規程（昭和42年3月人事委員会訓令第1号）第2条第4号に規定する電子決裁システムを使用して決裁を受けた文書に公印を使用しようとする者は、同号に規定する電子決裁システムを使用して同訓令第8条第1項に規定する文書取扱主任者の審査を受け、及び当該審査を受けた文書を管理者に呈示して、その確認を受けなければならない。

5 前項の審査は、書式、形式及び字句が適正であるかどうかについて行うものとし、同項の確認は、公印を押なす文書が同項の審査を受けたものであるかどうかについて行うものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 山形県人事委員会訓令第2号

事務局

事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年4月1日

山形県人事委員会  
委員長 小野 勝

## 事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令

事務局文書取扱規程(昭和42年3月県人事委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 電子決裁システム 文書の決裁、保存等を行うための電子情報処理組織をいう。

第9条第3項中「、文書事務」を「、起案をされた文書(以下「起案文書」という。)を審査し、公印規程(昭和41年4月県人事委員会訓令第3号。以下同じ。)第6条第4項に規定する審査を行い、並びに文書事務」に改める。

第18条中第2項及び第3項を1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、電子決裁システムを使用して文書の起案をするときは、起案用紙を用いることを要しない。

第25条中第2項を第3項とし、同項にただし書を加える。

ただし、電子決裁システムにより番号を付されるときは、文書番号簿に転記することを要しない。

第25条中第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の施行文書のうち電子決裁システムにより施行される文書には、「山人委」の記号並びに電子決裁システムにより付される記号及び番号を用いる。

第30条第1項中「公印規程(昭和41年4月県人事委員会訓令第3号)を「公印規程」に改める。

第34条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、電子決裁システムを使用した決裁文書は、電子決裁システムを使用して事務内容の別による区分に従い分類し、及び保存するものとする。

第39条の2の次に第2章第4節として次の1条を加える。

(文書の移管)

第39条の3 職員課長は、分掌する事務を分掌しないこととなったとき(当該事務が廃止されたときを除く。)は、速やかに当該事務を新たに分掌する者に当該事務に係る文書を移管しなければならない。

別表第3号中「信用組合」を「」に改める。

## 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

---

**公 告**

---

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成20年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

1 申請のあった年月日

平成20年3月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名 称

特定非営利活動法人 シーズネット庄内

(2) 代表者の氏名

笠原 俊廣

(3) 主たる事務所の所在地

鶴岡市羽黒町細谷字北田128番地1号  
シニアライフサポートマンション「瑞穂の郷」内

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者自身が自立した暮らしをめざすと同時に高齢者や障害者の生活を支援し、地域で共に暮らし、日常生活を当たり前を送ることができるように支援し、明るく豊かな地域社会づくりに参画することを以て、介護や医療及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成20年4月1日

山形県知事 齋藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称               | 所在地              | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分               | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 敷金     | 摘要     |                                    |                                    |
|------------------|------------------|------|-------------------------------|------|------------------|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|--------|------------------------------------|------------------------------------|
|                  |                  | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用積<br>面<br>平方メートル |      |                  | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を超え200,000円<br>以下の者 |        |        | 収入が200,000円<br>を超え238,000円<br>以下の者 | 収入が238,000円<br>を超え268,000円<br>以下の者 |
| 県営春日アパー<br>ト3号   | 米沢市春日五丁<br>目2-43 | 2DK  | 61.5                          | 1    | 特定目的用<br>(高齢者専用) | 20,900                  | 25,400                             | 30,100                             | 34,700                             | 40,100 | 46,000 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           | 单身可                                |
| 同 関口アパー<br>ト3号   | 南陽市宮内352<br>-3   | 同    | 57.7                          | 1    | 一般用              | 19,800                  | 24,000                             | 28,400                             | 32,700                             | 37,800 | 43,400 |                                    | 单身可                                |
| 同 米沢中央ア<br>パート2号 | 米沢市中央七丁<br>目5-77 | 3DK  | 68.7                          | 1    | 同                | 22,000                  | 26,700                             | 31,600                             | 36,500                             | 42,200 | 48,400 |                                    |                                    |
| 同 中田第一ア<br>パート2号 | 同 中田町<br>658-3   | 同    | 68.8                          | 1    | 同                | 22,400                  | 27,200                             | 32,100                             | 37,100                             | 42,800 | 49,200 |                                    |                                    |

(注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度

が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害(知的障害を除く。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者又は昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた者若しくは18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成20年4月7日から同月11日まで(ただし、郵送の場合は、平成20年4月11日までの消印のあるものに限り有効とする。)

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成20年6月上旬

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成20年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘



1 県営住宅の名称等

| 名称          | 所在地            | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    |                                    | 摘要      |              |     |
|-------------|----------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|---------|--------------|-----|
|             |                | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を超え200,000円<br>以下の者 | 収入が200,000円<br>を超え238,000円<br>以下の者 | 収入が238,000円<br>を超え268,000円<br>以下の者 |         | 敷金           |     |
| 県営美原アパート3号A | 鶴岡市美原町19-23    | 2DK  | 40.5                          | 1    | 一般用 | 12,000円                 | 14,500円                            | 17,200円                            | 19,900円                            | 23,000円                            | 26,400円 | 3月分の家賃に相当する額 | 単身可 |
| 同 3号B       | 同              | 3DK  | 77.0                          | 1    | 同   | 21,400円                 | 26,000円                            | 30,800円                            | 35,500円                            | 41,000円                            | 47,100円 |              |     |
| 同 末広アパート1号B | 同 末広町23-63     | 同    | 69.3                          | 1    | 同   | 23,300円                 | 27,900円                            | 32,900円                            | 38,000円                            | 43,900円                            | 50,400円 |              |     |
| 同 かねアパ-ト3号A | 酒田市かね町一丁目21-14 | 同    | 61.0                          | 1    | 同   | 17,300円                 | 21,000円                            | 24,900円                            | 28,700円                            | 33,200円                            | 38,100円 |              |     |
| 同 東泉アパート3号B | 同 東泉町四丁目15-22  | 同    | 64.2                          | 1    | 同   | 19,300円                 | 23,500円                            | 27,800円                            | 32,000円                            | 37,000円                            | 42,500円 |              |     |
| 同 狩川アパート    | 東田川郡庄内町狩川字山居22 | 同    | 58.0                          | 1    | 同   | 13,000円                 | 15,700円                            | 18,600円                            | 21,500円                            | 24,800円                            | 28,500円 |              |     |

(注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度

が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害(知的障害を除く。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成20年4月7日から同月11日まで(土・日曜日は休館日となります。)(受付時間AM10:00~PM5:00)(ただし、郵送の場合は、平成20年4月11日までの消印のあるものに限り有効とする。)
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 庄内事務所

## 5 入居の時期 平成20年6月上旬

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行  | 誤   | 正                                                                           |
|------------|------------|-----|----|-----|-----------------------------------------------------------------------------|
| 平成20. 2. 8 | 第1915号     | 150 | 7  | の規定 | ( 育児休業条例第17条( 育児休業条例第25条第 1 項において準用する場合を含む。)又は第29条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定 |
| 同          | 同          | 同   | 16 | )   | 。)                                                                          |
| 同          | 同          | 同   | 19 | 又は  | 及び                                                                          |

平成20年4月1日印刷  
平成20年4月1日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056